

【第3公告 第5号】

令和4年2月28日

レイズネクスト健康保険組合

理事長 國頭 博行

令和4年度 介護保険料率及び調整保険料率の改定について

【1】 介護保険料率

介護納付金の増加により介護保険料率を下記のとおり現行の1,000分の14.00から1,000分の19.40に変更となります。

記

(%：千分率)

区 分		変更前	変更後	差
保 険 料 率	事業主 (折半)	7.000	<u>9.700</u>	<u>2.700</u>
	本 人 (折半)	7.000	<u>9.700</u>	<u>2.700</u>
	計	14.000	<u>19.400</u>	<u>5.400</u>

【2】 調整保険料率

調整保険料率が現行の1,000分の1.25から1,000分の1.30に変更となります。

そのため全体の健康保険料率が変わります。

(変更となる調整保険料は、健康保険組合連合会に全額拠出となり、健康保険組合間で財源不均衡の組合へ補う事業費になります)

(%：千分率)

区 分		変更前	変更後	差	
健 康 保 内 険 料 率	一 般 健保事業費	事業主	53.420	53.420	0.000
		本 人	35.790	35.790	0.000
		計	89.210	89.210	0.000
	調 整 連合会納付	事業主	0.750	<u>0.780</u>	<u>0.030</u>
		本 人	0.500	<u>0.520</u>	<u>0.020</u>
		計	1.250	<u>1.300</u>	<u>0.050</u>
健康保険料率		事業主	54.170	<u>54.200</u>	<u>0.030</u>
		本 人	36.290	<u>36.310</u>	<u>0.020</u>
		合 計	90.460	<u>90.510</u>	<u>0.050</u>

※令和4年3月1日施行(一般事業所は令和4年3月分保険料=4月徴収分)

但し、任意継続被保険者は令和4年4月分保険料=4月徴収分

【参照】 健康保険料負担割合(変更なし) (百分率)

事業主	59.88
本人	40.12
計	100.00